

平成26年2月4日
長崎県知事
中村 法道 様

ふるさと自然の会
会長 川内野善治

要 望 書

平成25年12月16日付けでの要望書に対し、12月26日付けで回答を頂きました。
有り難うございました。
回答を頂きましたが、それぞれの回答の内容に関して再度要望と質問をさせていただきます。

記

頂いた回答のそれぞれの下欄に再度の要望と質問を記しています。

(1) 「1. 環境保全の上で改正になるのか」の項について。

[回答]

(前略)

環境アセスメントの実施には相当の時間と費用を要することから、対象規模未満での土地の開発等が少なからず発生している状況にあります。

その結果、県の環境部局への情報提供が行なわれずに土地の造成が行なわれ、十分な調査も行なわれないまま自然資源や動植物の生息場が失われる結果ともなっています。

【要望】

対象規模未満での開発が多いのであれば、逆に対象規模面積を小さくすることによって、「自然資源や動植物の生息場が失われる」ことを防止すべきではないでしょうか。

即ち30ヘクタール未満の開発に対しても一定の規模を設定し、届け出を義務づけて環境アセスメントとは異なる形で環境配慮を求めることが出来るようにすべきではないでしょうか。

[回答]

そこで、事業者が環境影響評価制度に取り組みやすくすることで、環境アセスメントの本来の目的を十分に達成させること、また、県下の環境に関する情報を整理し、環境保全の観点から特に保全すべき地域を事業者、県民、行政が共有することが必要であるとの認識に至ったところです。

今回の改正による判定制度の導入は、このような背景を踏まえ、県があらかじめ、判定に必要な環境情報を整理することで環境に配慮すべき項目を明確にしておき、事業者が事業計画の段階で届け出た地域において、環境アセスメントの要・否を判定しようとするものです。

このようなことから、今回の改正は、環境保全上の前進につながると考えています。

【質問】

今回の改正で「事業者が環境影響評価制度に取り組みやすく」なる仕組みは見えません。逆に「取り組まなくても良くなる」ということではないでしょうか。

「特に保全すべき地域を事業者、県民、行政が共有する」という箇所は、あらかじめ県が保全地域を定めると言う意味に受け取れ、定められた地域での開発にのみ環境アセスメントの実施を求めるといったことでしょうか。

そうすると重要なのは保全すべき地域の決め方ですが、誰がどのような手段で環境情報を得て、保全すべき地域の枠決めを行うのでしょうか。又3月改正までに保全地域が定まり、実用的な段階に達するのでしょうか。概要だけでもお聞かせ下さい。

県が予め環境配慮項目を明確にしても、事業者が開発の目的で届け出た地域の環境特性が分かっていなければ、環境アセスメントの要・否を判定できないのではないのでしょうか。また、開発対象となる土地だけでなく、周辺地域への影響も考えるべきです。

このような場合は環境アセスメントの要・否の判定のために環境調査を実施する必要があると思いますが、このような場合は誰がどの程度の環境調査をするのでしょうか。

(2) 「2. 各種の環境保全関係計画との整合性」の項について。

[回答]

(前略)

今回の改正は、環境影響評価制度そのものが有効に活用され、事業者と住民との十分なコミュニケーションを図るために、いたずらに事業者に負担をかけず、取り組みやすい制度とすることにも配慮したものです。なお、要望書で、小規模開発についても判定制度を取り入れることを提案いただいておりますが、環境アセスメントは基本的に規模が大きく環境に与える影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業を対象とするものです。

(中略)

これに対し、環境影響評価は、規制手段ではなく、事業者の自主的な環境配慮を誘導する情報的手段です。環境アセスメントを実施しない場合も土地利用に関する各種規制や公害防止にかかる諸規制は課せられます。

【要望】

手間のかかる従来の環境アセスメントに代わり、簡易に実施できる判定制度を導入するのであれば、現行の「30ヘクタール以上の開発」を対象としても目的は十分に達せられるはずです。なぜ県単位で国並みの100ヘクタールまで環境アセスメントを不必要とする面積を拡大する必要があるのですか。

ちなみに、九州各県の環境影響評価に関わる土地開発の規模要件としては、佐賀県35ヘクタール・熊本県50ヘクタール・宮崎県50ヘクタール・鹿児島40ヘクタール・福岡県50ヘクタール以上と条例で定められています。

これに比べると今回の改正での100ヘクタールというのは突出しています。十分な説明をお願いします。

判定制度を取り入れた場合は環境アセスメントと異なり、住民(県民)が開発に関する情報を得る

ことが出来なくなるのではないのでしょうか。

そうであれば、今回の改正は事業者にのみ有利な仕組みとなります。環境影響評価制度の下では事業者が調査、予測、評価を行い、その結果が公表され、これに対して住民（県民）は意見を述べる仕組みが確保されていますが、判定制度となった場合でも、住民（県民）が意見を述べる機会を保证すべきです。そうでない限り今回の改正は住民（県民）にとって極めて不利益となるもので、住民の知らない間に環境の破壊が進んで行くこととなります。

判定制度で環境アセスメントが不要となり、開発が実施された後に環境に悪影響を与えたことが分かった場合でも、その後の判定は前例に準じてなされると思います。判定がパターン化されないための仕組みを作るべきです。

さらに、判定が正しかったか検証し、その結果を誤判定を防ぐ仕組み作りに生かすことが必要ですがどのような対策を取られるのでしょうか。

環境影響評価技術指針は今回の条例改正に伴ってどのように変更されるのかお聞かせ下さい。

30ヘクタール以上、とりわけ75～100ヘクタール規模での開発は民間開発より、地方自治体が工業団地等の開発として行うことが殆どだと考えられます。

判定制度では、判定する側や意見を述べる市町が事業者となることが考えられ、制度そのものが問題となります。

このような場合はどのようにして判定に、中立性を持たせるのでしょうか。

今回の条例改正に伴うパブリックコメントは改正の内容が県民に十分に伝わったとは思えません。質問はできても意見を述べにくい内容でした。なぜこのような内容で県民に意見を求めたのか、その理由をお聞かせ下さい。また、今回のパブリックコメントに何通の意見が寄せられたのかお聞かせ下さい。

要望書は知事宛に送っていますので、回答書には知事が確認した旨の公印を必ずお願いします。なお、前回の要望書の回答も再交付をお願いします。これが出来ない場合はその理由を詳しくお聞かせ下さい。

上記について知事の意見をお聞かせ下さい。2月17日までに、文書にて当会事務局宛てに回答をお願い致します。

なお、要望書及び回答は当会のホームページに掲載し公開することを予めお断りいたします。

以上

ふるさと自然の会 会長 川内野善治 〒859-6405 佐世保市世知原町開作 427-5 TEL/FAX 0956-78-2865 http://www5d.biglobe.ne.jp/~furusato/
